

避難拠点の運営

Q

学校施設の利用計画は
どうするのか

A

あらかじめ、校舎平面図
を使用して作成しておき
ます。

要点

避難拠点を開設する責任は区に
あり、運営は区要員、学校要員、
連絡会が協力して行います。

一方、学校施設を管理する責任者は学
校長です。

したがって、あらかじめ、区要員・学
校長や学校要員・連絡会の役員などで話
し合い、「〇〇学校災害時施設利用計画」
などの名称で、校舎全体の利用計画を定
めましょう。

<解説>

学校施設の利用計画を定めるときは、避難者の立ち入りを禁止する場所、会議室等の災害対策に使用する場所、一般の利用を認める場所（避難者居室等）などに区分し、それぞれの用途に分けます。

学校施設の利用計画



Q

対策会議や、各部の活動場所はどこになるのか

A

あらかじめ、使用する会議室や、各部の活動場所を指定しておきます。

要点

校舎の利用計画では、連絡会や学校の施設管理に必要とする場所を、あらかじめ使用禁止場所として定めておきます。例えば、校長室、職員室、会議室、保健室、給食室、主事室などです。

<解説>

施設の利用案内を掲示するなどして避難者に知らせ、利用場所に関する協力を要請します。

区や学校要員、連絡会の役員・部員、ボランティアなどの各種スタッフの休息場所なども、忘れずに確保します。緊急の対応が必要な場合もあるため、活動する場所とあまり離れていない場所が望ましいです。

学校には、児童・生徒の個人情報があります。施設利用の際には、個人情報の保護に十分注意してください。



Q

備蓄庫はどこにあるのか

A

備蓄庫の場所は、平常時に確認しておきます。

要点

備蓄庫の場所は、区要員、学校要員、連絡会の役員や各部の部員が、校舎の見取り図等がなくてもわかるよう、平常時に確認しておく必要があります。避難拠点によっては備蓄庫が校内と屋外に分かれている場合もあります。

(p.74 資料編 避難拠点備蓄物資一覧)

<解説>

備蓄庫には、当面の避難生活に必要な食料や資器材などが保管されています。その取扱いや分配については、十分に配慮された方法でないと、のちのち不公平等の問題が生じます。また、避難者が勝手に持ち出したりしないように、注意が必要です。



Q

避難者の居室はどこになるのか

A

避難者の居室は、体育館や特別教室を中心に定めておきます。少なくとも1人2㎡が必要です。

要点

避難者の居室は、避難者数に応じて、順次拡大できるようにするなどの計画を作ります。(例)体育館⇒特別教室⇒普通教室(2階→3階)。運営上必要な場所は、避難者の居室に指定しないようにします。居室の選定には学校との協議が必要です。

<解説>

いったん決めた居室は、避難者の理解が得られないと移動することが困難です。

混乱した状況では難しいかもしれませんが、居室の割り振りは、「日常生活の困難度」を基準にする等、多くの方々が納得できるよう、基準を決めておくことが大切です。

また、居室でのルールを定めるにあたっては、部屋の掃除など様々な対策なども考えておく必要があります。

なお、運営上必要な場所を確保したうえで、女性や高齢者、障害者などに配慮した居室の指定や、テントおよびエアベッドの配布を行います。要配慮者で、避難拠点での生活が困難な方は、必要に応じ福祉避難所(p.52参照)に移動していただくこととなりますが、このことを前提にした要配慮者専用の居室であっても、運営上必要な場所には設けないように注意しましょう(p.25、26参照)。



◆エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）

避難先で、長時間同じ体勢で座っていると、静脈に血のかたまりが生ずる場合があります。この血の固まりが血流に乗って肺動脈に詰まると、呼吸困難、あるいは死亡するケースもあります。過去の震災では車中泊を余儀なくされた人に多く発症したことは有名です。

予防法は、足関節（足首の関節）を上下に動かす（筋肉ポンプを十分に働かせ血液のよどみを起こしにくくする）、十分に水分を補給する（血液がどろどろになり血の固まりができやすくなるようにする）、などです。

避難拠点においても、避難者に対して時間を決めて皆で体操をする、荷物運びを手伝ってもらうなど、長時間同じ体勢で過ごすことのないよう、避難者の生活に十分留意してください。

Q

避難者の数などはどのように把握するのか

A

名簿を作成します。

要点

避難者への物資・食料等の配給、地域での安否確認などに対応するため、避難者名簿は速やかに作成することが必要です。用紙等を事前に準備しておくことも大切です。

※名簿の見本は、第6章「資料編」p.70～73をご覧ください。

<解説>

名簿は、初期段階では手書きでも構いませんが、必ず五十音順に並べ替えたり、世帯単位といった目的別の一覧表などが必要になります。停電した場合でも電力の回復は比較的早いので、パソコン等を利用するようにしましょう。



Q

避難所のルールはどのようにつくるのか

A

平常時の会議などで原案を作っておきます。

要点

原案をもとに災害の状況にあわせて、対策会議等で決定します。

ルールづくりは、男女双方の視点や避難者の意見も十分に反映するように努めましょう。

<避難所生活ルールづくりの原則>

- 1 避難所は、共同生活の場であり、常に協力し、生活しやすい場所とすること。
- 2 避難生活の規則を守り、互いに励ましあうこと。
- 3 避難所の運営・管理に参加、協力すること。
- 4 生活上の不満・要望は、代表者を通じて行うこと。
- 5 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、ケガ人や病人などをいたわり、助け合うこと（p.48～51参照）。
- 6 身体の不調については、すぐ申し出ること。
- 7 心の不調は、できるかぎり専門的機関などへつなぐようにすること。



◆ペットについて

自宅が危険な場合に、「ペットがいるので避難できない」となると、二次災害や災害関連死につながる可能性があります。また、「避難拠点到連れて行けない」とペットを放してしまえば、野生化し、人に危害を加える恐れもあります。区では、在宅避難ができないなどやむを得ない場合には、ペットを連れて避難拠点到避難できることとしています。その際、避難拠点到内でトラブル等が発生しないよう、各避難拠点到が、事前に受入方法等を検討する必要があります。「同行避難ペット受入れの手引き」を参考に、各避難拠点到で対応マニュアルを作成しましょう。

Q

避難拠点を運営する上で女性への配慮はどうすればよいのか

A

更衣室・授乳スペース・育児スペース等の確保や、仮設トイレの設置場所にも気を付けましょう。拠点の運営を決定する会議のメンバーには、男女が参加するようにしましょう。

要点

避難拠点の居住スペースでは、プライバシーを確保することが困難ですが、最低限の生活上の安全・安心は確保されなければなりません。男女別の更衣室を確保すること、乳幼児のいる家庭に配慮し、授乳スペース・育児スペースを確保すること等が必要です。また、トイレを女性でも安心して使えるよう、男女別にする、夜間照明を設置する、重点的にパトロールする等のルールをつくっておくことも大切です。避難生活中に洗濯が必要となった場合の、女性用の衣類を人目につかずに干せるスペースの確保についても検討してください。

<解説>

被災者が更なる被害を受けることがないように、平常時の会議などにおいて配慮すべきことについて検討しておくことが必要です。

例えば、日頃からDV・ストーカー被害を受けている方から相談を受けた場合には、避難者情報の公開に際して配慮するなど、個別に対応することとなります。

